



第72号

昭和40年7月1日 毎月1回1日発行
昭和38年1月23日第三種郵便物認可

よい子に育てるための12章
第7章 こころな子 立つまで待
つも親の愛

子どもがころんだときなど、す
ぐら泣いておいてやりたいのが人情
かも知れませんが、いつもこれ
で、子どもの依頼心を強めるだけ
で、独立心は伸びません。自分で
できることは、自分でするように
しむけることが、子どもの将来を
考えた、ほんとうの親の愛情です

国保税条例の改正 災害復旧の補正予算 など可決

町議会から

町議会第1回定例会は、六月二
十八日ひらかれました。

会議に先立ち、議長から、六月
十五日、茨城県自治会館でひらか
れた、県町村議会議長会定時総会
で可決された議案の報告がありま
した。

午前中、一般質問を行ない、午
後、議案の審議にはいりました。
可決された議案は、次のとおり
です。

○玉造町国民健康保険条例の一
部改正について

所得税法、地方税法の改正と、
医療費の増高にともなう、国民
健康保険条例の一部を改正した
ものです。

1、保険税の賦課限度額を、三万
円から五万円に改正しました。

2、40年度から、町民税の所得割
の課税額が「本文方式」に統一さ
れたが、保険税は、従前の「た
だし書方式」を採用することに
なっているため、その条文を追
加しました。

3、医療費の増高にともなう、税
率の改正をしました。()は
改正前、
所得割 一・八% (一・七%)

衛生費
九万九千円

資産割 土(%) (十)
被保険者割 五百八十円
(二百七十八円)

世帯平等割 千二百二十円
(七百八十二円)

4、保険税の減額に対する改正で
所得九万円以上の場合、いまま
で、世帯主を除く被保険者一人
あたり一万五千円であったのが
二万五千円に引きあげられまし
た。

○昭和40年度一般会計補正予算に
ついて

【歳出】
災害復旧費 四百九十四万円

6号台風による災害の復旧に要
する経費で、学校施設に三百七十
四万円、道路橋梁等土木施設に百
二十万円を計上しました。

農林水産業費 五十五万円
農作物災害対策への補助五十万
円が主なものです。

総務費 百一十二万六千円
合併十周年記念式典費の追加
五十万円、退職手当組合負担金五
十八万二千円、街灯設置費七万五
千円などです。

民生費 三万九千円
農村社会福祉事業団への出資金
九万九千円

衛生費
九万九千円

鉾田保健所および県血液センター
の負担金。
商工費 十万円
西蓮寺の施設費。

【歳入】歳入に見合う財源として
地方交付税 百四十五万七千円、
災害復旧の国庫補助金 百五十万
円、災害復旧の町債 二百万円を見
込みました。

これで、本年度予算額は、一億
一千二百五十四万七千円となりま
した。

改善される 国民年金

国民年金

精進者にも支給

障害年金と、障害福祉年金の支
給範囲がひろげられて、二十歳以
上の精神障害者にも、年金が支給
されることになりました。

障害の程度によつて、きつ制
(障害年金と、無きき出制) (障
害福祉年金) があります。

実施は、八月一日からです。

引きあげられる支給率
年よりや、身体障害者から、た
いへん喜ばれている福祉年金も、
昨今の物価の値上がりで、その値
うらさがつてきたので、それぞ
れ、百円ずつ引きあげることにな
りました。

老齢福祉年金 一万五千円に
障害福祉年金 一万四千円に
母子福祉年金、準母子福祉年金
一萬八千円に

老齢福祉年金 一万五千円に
障害福祉年金 一万四千円に
母子福祉年金、準母子福祉年金
一萬八千円に

老齢福祉年金 一万五千円に
障害福祉年金 一万四千円に
母子福祉年金、準母子福祉年金
一萬八千円に



役場前を出発しパレードへ
(先頭が玉造町広報車)

選挙広報コンクール
で2位に入賞
参議院議員通常選挙の、鹿行二
郡広報車コンクールは、6月23日
鉾田町でひらかれ、装飾、放送な
ど総合審査の結果、北浦村につい
で二位に入賞しました。

表彰を終って、行方郡を一周、
翌24日は、鹿島郡を一周して、明
るく正しい選挙の広報に、大きな
役割りを果たしました。

町政日誌

6月

7日 農作物災害対策本部
設置

10日 民生委員協議会

13日 区長会議

23日 国保連帯協議会

26日 農業委員会総会

28日 町議会定例会

29日 例月検査

ハイ・ゆうびん

郵便規則の一部改正

郵政省では、郵便規則の一部を改正して、5月1日から（1部は、6月1日から）実施していますが、これにともない、郵便の利用方法が1部変更になりました。

1. ビニール封筒等の使用禁止

ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等、合成樹脂をおもな材料とした封筒や袋は、郵便物の包装に使用することはできません。

2. 速達郵便物の表示の簡素化

「速達」と朱記するのをやめて、郵便物の右上部に、朱色の横線（通常郵便物で、横に長いものには、右側部に朱色の縦線）で表示することに統一されました。

3. 書留小包郵便物の差出方法

書留小包郵便物を差出すときには、小包郵便物書留

票（郵便局の窓口）に備えつけてあります。差出人を記入するうえ、これを、郵便物に添えて窓口になりましていただくことになりました。なお、小包郵便物書留票は荷札式となっており、針金で小包に結びつけるようになっておられるので、小包を包装するときは、なるべく紐をかけてください。

暑中見舞状のあて名は正確に

郵便のあて名は、いつも、どこから出す場合でも、正確に、また、自分の住所も省略せずに書いてください。

学童に正しい手紙の書き方を

学童は、夏休みになるいよいよ出かけるや、先生へ、便りを出すことが多くなるので、この機会に、正しい手紙の書き方、差出し方法等を、先生や父兄から指導していただきます。

自然に親しむ運動

（7月21日～8月20日）

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園その他の景勝地、休養地などをはじめとする自然環境に親しむことによる、心身の健康を増進し、自然科学に対する興味を奨励し、あわせて自然保護、および国土美化の精神を高めることを目的とします。

これは、とくに健康づくりの国民運動の趣旨もあり、自然環境における健康づくりを重点目標とします。

なお、この期間に、厚生省、都道府県および協力団体は、モデルコースの指定、展覧会、各種コンクールなどを行ないます。

6月10日、青年研修所で開催され、議案を原案どおり可決し、次

法人会 通常総会

説明があり、各役員選挙の結果、左記のとおり決定しました。

商業部長 橋詰芳雄、副部長 田沢英、金融部長 竿谷光雄、副部長 野原芳一、工業部長 鈴木木、副部長 成島昌昌、経理部長 松井昇、副部長 松沢嘉司

商工会欄

新年度の初役員会

昭和40年度の初役員会を、6月11日午後一時から、事務所で行なわれました。

会長の運営方針の説明があり、各役員選挙の結果、左記のとおり決定しました。

会長 関口 丑之助、副会長 鈴木 馨、理事 甲谷邦義、橋詰芳雄、田沢英、松井昇、熊谷寛隆、関町長寿、監事 松金正一、高塚年雄

特別小口融資保証制度を実施

政府では、健全な小規模事業者に対する、無担保無保証人保証制度を推進するため、さる国会において、中小企業信用保証法の改正をみ、政令、省令も必要な改正を行ないました。

次年度においては、7月1日から実施することになりましたからご利用願います。

要項

第1 この要項は、健全に事業を営んでいる小規模事業者に対し保証人および担保の提供をさせないで、債務の保証をし、もつて、これら企業者に対する円滑なる融資の促進を図ることを目的とする

第2 この要項によつて、債務を保証する場合は、他の規定にかかわらず、保証人および担保を求めないものとする。

第3 特別小口保証を分けられる企業者は、次の要件を備えている中小企業信用保証法に定める特定事業を行なっているものとする。

イ、対象企業

一、常時使用する従業員の数が5人（商業サービス業にあつては2人）以下の会社および個人

二、事業協同組合

三、常時使用する従業員の数が5人以下の企業組合

四、医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が5人以下のもの

口、資格

一、保証の申込の日以前、1年間において、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人税）および事業税の納税が到来した税額があるものであつて、かつ、当該税額を完納しているもの。

二、同一市町村内で、保証申込みの日以前、3年間、同一事業を行なっているもの。

第4 特別小口保証は、運転資金または設備資金であつて、一企業につき、30万円を限度とする。

農集電話の番号簿を発行

商工会では、農村集団自動電話の開通を記念して、各商店の協力のもとに、電話番号簿千部を発行し、要親者全家庭に配布することになりました。

中元大売出しを実施

商工会法施行5周年を記念して

みんなの道路 みんなで愛護

交通地獄。交通戦争。

「よく耳にする。ことばですが、最近、自動車、オートバイ、耕うん機が激増し、交通事故が相ついで発生しているの、このように表現したことがられます。

これら事故の対策はいろいろありますが、道路を整備して、交通の確保をはかることも、だいじなことのひとつです。

それには、次のことからを、ぜひ守つていただきます。

①道路に、自動車、オートバイ、自動車、空箱などを置かない。

②道路や側溝に、ゴミを捨てたり道路ワキに、ワラや堆肥を積みかさねたりしない。

③側溝が詰まったときは、おたがい清掃し、水はけをよくする。

④商品や日よけを道路に出さない

⑤暴走の、路肩の芝草を取つてしまつたり、草やワラなどを捨てたりしない。

⑥道路で、荷ほどきや荷つくりをしない。

⑦道路標識をたいてつにする。

道路は、私たち一人一人のもの。おたがいに協力して、だいじにしましょう。



発行所

玉置町役場 発行人 坂本

編集 広報委員会（定価一部10円）

印刷所 新（はら）印刷局